

# 令和6年度 「恩納村地域特産品等開発支援事業」公募要項

恩納村商工会

## 1. 目的

村内中小企業等が地域農産物等を活用した「特産品」の高付加価値商品を開発し、新たな販路を開拓、消費拡大等により経営力向上を図り、地域経済活性化に資することを目的とする。

## 2. 公募期間

令和6年5月13日（月）～5月31日（金）

※受付最終日は17:00まで（時間厳守）

## 3. 公募要件

### 1) 補助対象者

地域資源等を活用した「特産品」等の取扱事業者であり、現在、商品開発等の具体的計画があり、以下の全ての項目に該当する小規模事業者等

- ① 村内に事業所を有すること
- ② 本村商工会の会員であること
- ③ 本村の農産物等を活用していること
- ④ 本事業に採択された事業者は本村関連催事（物産展等）に積極的に参加し、開発した商品を積極的にPRすること
- ⑤ 商工会で経営指導等を受けていること
- ⑥ 国税及び地方税の滞納がないこと
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する団体等との関わりがないこと

### 2) 補助対象経費

- ① パッケージ等デザイン開発費
- ② 成分分析費
- ③ 専門家招聘費
- ④ 販促ツール作成費
- ⑤ アンケート調査費
- ⑥ 試作品開発にかかる材料費
- ⑦ その他、事務局が妥当性を認める経費

### 3) 補助事業の選定並びに交付方法

支援対象事業者の選定は、専門家選定委員会による書類審査後、プレゼンテーション審査を実施し採択する。補助対象経費は、採択者への補助金交付ではなく、審査において必要と認められた経費のみを運営事務局（本村商工会）より、発注先へ直接支払う方式とする。選定事業者数をおおむね5～6社程度（審査結果によって変動するが、例年1社30万円を上限）と想定する。

### 4) 募集品目

1社あたり2品目以内とする。

## 4. 補助事業の実施期間

交付決定日(令和6年7月上旬)から令和6年12月25日(水)までとする。

## 5. 提出資料

No.	提出資料
1	申請書（様式1～5） Word又はPDFにて提出
法人の場合	
2	貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）
個人事業主の場合	
3	確定申告書 (直近1期分／第一表、第二表、収支内訳書(1・2面) または所得税青色申告決算書(1～4面)) または開業届 ※収支内訳書が無い場合は、貸借対照表及び損益計算書（直近1期分）をご提出ください。

## 6. 申請に関する注意事項

- ① 当該事業に申請した補助事業内容で国、地方公共団体、またはそれらに準ずる公的補助制度による補助を受けている場合、本補助金の審査の対象から除外され、採択や決定は取り消されるものとする。
- ② 採択に至った場合でも、補助金額は審査の結果及び予算等により申請額から減額して交付決定する場合がある。
- ③ 補助金の額は、事業終了後の確定検査の結果により、交付決定額と異なる場合がある。

## 7. 審査及び補助金の決定

### 1) 審査の流れ

#### ①一時審査（要件等審査）／6月3日（月） 恩納村商工会

本村商工会において、本事業の対象要件を満たしているかの確認を行う。要件を満たしていない場合は、二次審査の対象にならないものとする。申請書の記載内容が不十分であると認められる場合も、二次審査の対象とならない場合がある。

#### ②二次審査（審査会の実施）／恩納村商工会

外部有識者による審査会にて、申請者によるプレゼンテーションを実施し、応募申請内容を審査する。

※なお、審査結果や審査の経過等に関する問い合わせには一切応じられないため、予めご理解・ご了承の上、申請ください。

## 8. 審査基準

- ① 事業の継続性と自走力
- ② 新規性及び強みとの連動
- ③ 生産力及び調達力
- ④ 市場分析と販売目標数値計画
- ⑤ 恩納村への貢献

## 9. 審査結果の通知

審査結果（採択の可否）については、書面により通知する。

## 10. 補助金決定の取り消し

審査内容の虚偽、補助金の重複受給が判明した場合は、補助金の決定を取り消し、補助金の返還請求、罰金の適用などを行うことがある。

## 11. 実績報告について

補助事業者は、補助事業が完了したとき、もしくは 令和6年12月25日（水）までに、成果物並びに証憑書類（納品書、請求書等）等を提出しなければならない。

## 12. 問い合わせ先及び提出方法

### 1) 申請書の入手方法

申請書類は、商工会ホームページよりダウンロードして作成してください。

<https://www.onnanavi.jp/>

## 2) 応募方法

申請書類・添付資料等の提出は、メール、郵送又は持参で受け付けることとする。

### 【問合せ先・提出先】

恩納村地域特産品等開発支援事業 事務局

担当：城間、国吉

〒904-0411 沖縄県恩納村字恩納 419-3 (コミュニティーセンター内)

TEL : 098-966-8258 FAX : 098-966-2435

E-mail : [shiroma@onnnavi.jp](mailto:shiroma@onnnavi.jp)